

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画 （令和 4 年版）の策定について

1 丹生ダム建設事業の中止後の主な経過

H28. 7. 20	国土交通省 ダム検証の対応方針で事業中止を決定
9. 11	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定の締結 （丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、水資源機構、長浜市、滋賀県）
10. 27	地域整備協議会の発足（上記関係 5 者）
H29. 4. 18	地域整備実施計画（平成 29 年 4 月版）を策定 ※以後、毎年見直し
R 4. 5. 20	第 13 回地域整備協議会において地域整備実施計画（令和 4 年版）を策定

2 地域整備実施計画

余呉地域における地域整備の推進を図り、ダム建設事業の中止に伴う影響を緩和するため、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の 5 者で構成する地域整備協議会において、具体的に取り組む事業計画を定めたもの。

事業体系	}	(1) 道路網の整備
		(2) 高時川の河川整備
		(3) 安心・安全な生活のための環境整備
		(4) 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
		(5) 水源地域の山林等の保全と維持管理

3 地域整備実施計画の点検結果

平成 29 年に地域整備事業に着手後、5 年が経過したことから実施計画の点検を実施

- ・ 高時川の河川整備、ダム中止に伴う買収済み用地や残存山林等の対応が進行中
- ・ 県道中河内木之本線の復旧・改良や市道の舗装修繕・消雪整備等が進捗
- ・ 地域振興は、具体化されたものから順次取り組み

⇒ これまでの取組に加え、未着手の地域整備事業について事業の推進を図る

4 各地域整備事業の概要（R 3 実施状況と R 4 実施計画）

(1) 道路網の整備

【県道中河内木之本線】

- ・ R 3 に 1.2 km の道路拡幅工事、橋梁設計、地中熱道路融雪施設整備（野神橋）を実施
- ・ R 4 は、2.1 km の道路拡幅工事、4 橋の橋梁拡幅工事、その他橋梁の詳細設計を実施予定

【市道丹生小谷線、西村線】

- ・ R 3 に落石雪崩対策、土砂流出対策を実施。R 4 は舗装修繕、消雪施設整備を実施予定

(2) 高時川の河川整備

【河川改良】

- ・ R 3 に菅並地先の護岸整備（L≒80m）を実施。R 4 も隣接の護岸（L≒120m）を整備予定。

【河川維持管理】

- ・ R 3 に高時川の護岸補修、高時川や摺墨川の浚渫、妙理川の護岸整備等を実施
- ・ R 4 は、引き続き高時川の護岸補修、高時川や摺墨川の浚渫を実施予定
- ・ 瀬切れ対策として、R 2 に県において魚類の一時避難場所、みお筋の確保のための水制工 2 基を整備し、R 4 は引き続きモニタリング調査を実施予定（湖北高田町）

(3) 安心・安全な生活のための環境整備

【生活関連施設等の整備】

- ・ R 4 は集落内の排雪場所整備を実施予定。用水路改修について関係者で調査を実施中

(4) 自然、文化、歴史を活かした地域振興策

【まちづくり】

- ・ 「余呉まちづくり研究会」において、地域による主体的な地域振興の議論がされており、国、県、市も積極的に会議に参画し、必要な助言等を実施予定
- ・ R 4 から県の「淀川源流の森 活用・保全事業」（自然環境保全課）により、寄付いただいた自然保護地においてエコツーリズムの実施に向けた取組を実施予定
- ・ R 4 から、県において余呉湖周辺を活用した地域振興プランの検討を実施予定

(5) 水源地域の山林等の保全と維持管理

【買収済み用地 351ha】

- ・ R 2 に、県が水資源機構より引き継ぐ方針を表明し、現在引継ぎの事務処理等を実施中

【残存山林 3,150ha】

- ・ R 2 から、水資源機構において各所有者へ価値減少に係る補償を実施
- ・ R 2 に、県が地元より一団の土地の寄付申出があれば引き受ける方針を表明
- ・ R 4 は、水資源機構の補償手続きと県への寄付手続きを、昨年度に引き続き実施予定（R 4. 4 末：1,190ha 寄付受納済） ⇒ 「自然保護地」として管理

【付替県道 1.9 km】

- ・ 県において、地元の意向を踏まえた利活用の検討を、昨年引き続き実施予定

【集落跡地整備】

- ・ 水資源機構が小原地先の整備を、昨年度に引き続き実施予定

